

定 款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 当法人は、一般社団法人日本輸血・細胞治療学会 (The Japan Society of Transfusion Medicine and Cell Therapy) と称する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都文京区本郷二丁目14番14号に置く。

(目 的)

第3条 当法人は、輸血医学・細胞治療学の進歩及び安全で適切な輸血医療・細胞治療を推進すると共に国民の保健衛生の向上に貢献することを目的とし、その目的達成のために次の事業を行う。

- (1) 学術集会等の開催
- (2) 学会誌の発行
- (3) 専門医、認定技師等の育成と認定
- (4) 委託事業の実施と研究支援
- (5) 国際学会との交流、協力の推進
- (6) 国民への情報提供と教育
- (7) その他、当法人の目的を達成するために必要な事業

(公告の方法)

第4条 当法人の公告は、電子公告及び当法人の発行する機関紙に掲載する。

(基 金)

第5条 当法人は、会員又は第三者に対して、基金の拠出をもとめることができる。

(基金の拠出者の権利に関する規定)

第6条 拠出された基金は、当法人が解散するまで返還しない。

(基金の返還の手続)

第7条 基金の拠出者に返還する基金の総額について社員総会における決議を経た後、理事会が決定したところに従って返還する。

第2章 会 員

(会 員)

第8条 当法人の会員の種別は、次のとおりとする。

- (1) 正会員 当法人の目的に賛同する者で、理事長の承認を得た者
- (2) 名誉会員 当法人の発展に貢献した会員の中から、理事会において推薦されて社員総会の承認を得た者
- (3) 特別会員 当法人の発展に尽くし15年以上の評議員歴のある会員、又は同等の貢献のあった会員の中から、理事長の推薦により、理事会の審議のうえ社員総会の承認を得た者
- (4) 賛助会員 当法人の運営維持を目的に経済的支援を行う団体で理事長の承認を得た団体

(入 会)

第9条 正会員になろうとする者は、事務局に入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。

- 2 賛助会員になろうと団体するは、事務局に入会申込書を提出し、理事長の承認を受けるものとする。
- 3 会員は、第1項及び第2項の入会申込書記載事項に変更を生じたときは、すみやかにそのことを届けなければならない。

(会員の権利)

第10条 会員は、当法人の主催する学術集会・講演会等に参加し、会誌に学術発表することができる。

(会員の経費負担義務)

第11条 会員は、当法人の経費を負担しなければならない。

- 2 会員が負担すべき経費は別に定める年会費によるものとする。ただし、名誉会員及び特別会員は年会費の負担を要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる事由があっても返還しない。

(資格喪失)

第12条 会員は次の事由によってその資格を喪失する。

- (1) 退会
- (2) 会費の滞納
- (3) 死亡
- (4) 団体会員の団体の解散
- (5) 除名

(退会)

第13条 会員はいつでも退会届を提出して退会することができる。

- 2 正当な理由がなく、2年以上継続して会費を滞納した者は退会したものとみなす。
- 3 復会を希望する場合には復会届提出し、理事長の承認を得るとともに、その間の会費を遡って払うことにより会員資格を継続することができる。

(休会)

第14条 1年以上海外留学などで会費納入が不可能な場合については、事前に休会届を提出することとする。

- 2 上記理由が消失した時点で復帰届をすみやかに提出する。

(処分)

第15条 当法人の名誉を著しく毀損した者は、社員総会の決議によりこれを戒告又は除名する。

- 2 除名するための決議は議決権を有する総社員の3分の2以上の賛成がなければならない。

第3章 評議員

(評議員)

第16条 当法人には、評議員を置く。

- 2 評議員は、正会員の中から別に定める細則に従い選任する。
- 3 賛助会員のうち、当法人の事業に参加する団体で別に定める条件を満たす場合は、代表者1名を特任評議員とする

(職務)

第17条 評議員は、社員総会の構成員として当法人の会務全般について審議する。

第4章 社員

(社員)

第18条 評議員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という）に定める社員とする。

(社員名簿)

第19条 当法人は、社員の氏名及び住所を記載した名簿を作成する。

第5章 社員総会

(社員総会)

第20条 社員総会は、定時総会と臨時総会の2種とする。

(定時総会)

第21条 定時社員総会は、理事長が招集し、事業年度終了後3か月以内に開催する。

(臨時総会)

第22条 臨時社員総会は、理事会又は監事が必要と認めたとき、理事長が招集する。

- 2 理事長は、議決権を有する社員の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求されたときは、その請求のあった日から60日以内に臨時総会を招集しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、理事長または理事長が指名する理事が務める。

(議決権)

第24条 社員は、各1個の議決権を有する。

(決議の方法)

第25条 社員総会の決議は、法令及び定款に別段の定めがある場合を除き、議決権を有する社員の過半数が出席し、出席社員の議決権の過半数をもって議決する。

- 2 当該議事につき、書面をもって予め意思を表示した者、及び他の社員を代理人として議決権を行使した者は、出席者とみなす。

(議事録)

第26条 総会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第6章 理事・監事

(員数)

第27条 当法人には、理事24名以内、及び監事2名以内を置く。

(選任)

第28条 理事及び監事は、別に定める細則に従い、社員総会において選任する。

(職務)

第29条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

- 2 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

(任期)

第30条 理事の任期は、選任後2年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は、選任後4年内の最終の事業年度に関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(理事長)

第31条 当法人には、理事長1名を置き、理事会において選任する。当法人は、理事長をもって、一般法人法に定める代表理事とする。

2 理事長は、当法人を代表し、法人の業務を統轄する。

3 理事長は、学術集会の開催に関する業務を学術集会の会長に移管することができる。

4 理事長は、当会の事業（支部会の事業など）に関し、当該事業に関する業務を、事業責任者（支部長など）に移管することができる。

5 理事長に事故あるとき又は欠けたときは、予め理事長が指名した順序により他の理事がその職務を代理し、又はその職務を行う。

(副理事長)

第32条 当法人には、副理事長1名を置き、理事長の指名に基づき、理事会にて選任する。当法人は、副理事長をもって、一般法人法に定める業務執行理事とする。

2 副理事長は、理事長を補佐して当法人の業務を執行し、理事長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理し、又はその職務を行う。

(理事及び監事の報酬)

第33条 理事及び監事は無報酬とする。

第7章 理事会

(理事会の設置)

第34条 当法人は、理事会を置く。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務執行の監督
- (3) 理事長の選任及び解職
- (4) 社員総会の審議事項、議決項目の決定

(理事会の招集)

第36条 理事会は、理事長が招集する。ただし、理事の3分の1以上から、会議に付議すべき事項を示して、理事会の招集を請求された場合には、その請求のあった日から30日以内にこれを招集するものとする。

(理事会の議決)

第37条 理事会の議決は、この定款に別段の定めがある場合を除き、理事の3分の2以上

出席した会議において、出席理事の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

- 2 理事会の決議の目的である事項について、議決に加わることのできる理事の全員が書面により意思表示をしたときは、前項に従って理事会の議決があったものとみなす。

(理事会の議事録)

- 第38条 理事会の議事については、議事録を作り、これに議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した理事がこれに記名押印する。

第8章 事業年度

(事業年度)

- 第39条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の分配)

- 第40条 当法人は剰余金の分配を行わない。

第9章 定款の変更及び解散等

(定款の変更)

- 第41条 本定款を変更するには、議決権を有する社員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(解 散)

- 第42条 当法人が解散するには、議決権を有する社員の3分の2以上の賛成がなければならない。

(残余財産の処分等)

- 第43条 当法人が清算する場合において有する残余財産は、社員総会の決議により、当法人と類似の事業を目的とする他の公益法人又は国若しくは地方公共団体に寄付するものとする。

第10章 補 則

(細 則)

- 第44条 本定款の施行についての細則は、社員総会の議決を経て別に定める。

平成18年1月12日 作成

平成18年1月13日 認証

平成18年4月3日 法人成立

平成19年6月1日 改訂

平成21年5月29日 改訂

平成24年5月26日 改訂

平成26年5月15日改訂